		日号	ページ
一六五	令和七年産あへんの納付期限を定めた件	二三	二
一六六	厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件	二八 117	二六
一六七	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件	三〇	二
一六八	租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件	三〇	三
一六九	租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件	三〇 119	二六〇
一七〇	技能者表彰規程の一部を改正する件	三〇 119	二六〇
一七一	特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件	三〇 119	二六〇
一七二	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件	三〇 119	二六一
一七三	特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件	三〇 119	二六二
一七四	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件	三〇 119	二六三
一七五	医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針等の一部を改正する告示	三〇 119	二六六
	〇厚生労働省、農林水産省		
二	中小企業等経営強化法第十六条第三項の規定に基づき、外食・中食産業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件	三〇 119	二六七
	〇厚生労働省、経済産業省		
一	中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示	三〇 119	二六八
	〇厚生労働省、国土交通省		
二	旅館業に係る事業分野別指針の一部を改正する件	三〇 119	二六八
	〇中央労働委員会		
一	平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件	二二 112	一五
	〇農林水産省		
六七五	農業保険法第百六十二条の規定に基づき任意共済の共済金額の最高額を定める件の一部を改正する件	一三	一四
六七六	令和六年農林水産省告示第八百七十八号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の期間を定める件）の一部を改正する件	一四	一四
六七七	精米についての検査方法の一部を改正する件	一四	一四
六七八	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件	一 98 二〇	一 98 二〇
六七九	飼料の公定規格の一部を改正する件	一 98 一九	一 98 二四
六八〇 六八一	肥料を登録した件		
六八二	特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件	一 98 二六	
六八三	租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件	二	三
六八四	肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件	八	二
六八五	野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件	八	三
六八六―六九三	保安林の指定をする件	八	四
六九四―七〇九	〃	九	三
七一〇	出願公表後に品種登録出願を取り下げた件	一二	四
七一一	出願公表後に品種登録出願が拒絶された件	一二	四
七一二	種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件	一四	七
七一三	農薬を登録した件	一四	七
七一四―七一五	保安林の指定をする件	一五	三
七一六	種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件	一五	五
七一七	特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更した件	一六 一六 三	三
七一八	農薬の登録が失効した件	一六	四
七一九 七二〇	特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更した件	一六 108	三三
七二一	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件	一六	四
七二二	漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件	一九	四
七二三	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件	一九	四
七二四	農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件	一九	五
		一九	六